

中世浄土信仰と破地獄文

「玄通蘇生譚」の流伝について

那 須 英 勝

はじめに

中世の仏教信仰において、誦すれば墮地獄の苦を免れると信じられた「破地獄文」には『華嚴經』の「唯心偈」や『法華經』の「自我偈」など様々なものがあるが、法然門流では『大無量壽經』の「往觀偈（東方偈）」の「其仏本願力 聞名欲往生 皆悉到彼国 自致不退転」（『浄土真宗聖典全書』）以下『浄真全』一、四六頁）の文に破地獄の功德があるという信仰があった。法然門流においてこの文が「破地獄文」であると解されたのは、法然の法語として流布していた『三部經大意』の「大經釈」に漢朝の玄通律師という破戒僧がこの文の功德によって墮地獄の罪を免れた話が記されていることが根拠となっている。

玄通律師の伝記は『三部經大意』以外では、愚観住信の『私聚百因縁集』（一二五七年成立）にも、破戒僧玄通の蘇生譚として収録されており、類話が室町時代の説話集の『三国

伝記』にも存在している。しかし玄通の事跡は、現存の中国撰述の往生伝類には記載なく、出典も長らく不明であったが、現在では塚本善隆氏等の研究により遼僧非濁の『隨願往生集』（逸書）によって鎌倉時代に編纂された戒珠仮託の『往生浄土伝』（真福寺本）または『漢家類聚往生伝』（金沢文庫本、中巻のみ存）収載の「玄通伝」との関係が明らかにされている⁽¹⁾。本論では「玄通伝」を記す各種文献を比較し、法然門下での流伝の状況を検証して、また法然門流につらなる親鸞とその門流が「其仏本願力」の文に破地獄の功德があるという信仰にどのような理解を示していたのかも検討してみたい。

一 「玄通伝」と「破地獄文」について

中世の浄土教信仰の中で、法然門流では「往觀偈」の「其仏本願力」の文に破地獄の功德があるという信仰があったことが知られているが、それは法然の法語である『三部經大意』の「大經釈」に記されている「玄通伝」によったもので

ある。

また「其仏本願力 聞名欲往生 皆悉到彼国 自致不退転」といふ文あり。漢朝に玄通律師といふものありき。小戒をたもてるものなり。遠行て野寺に宿したりけるに。隣房に人ありてこの文を誦す。玄通これをききて一兩遍誦してのちをもひいだす事もなくてわすれにけり。そののちこの玄通律師戒をやふれり。そのつみによて閻魔の序にいたる時。閻魔法王の給はく。なんぢ仏法流布のところにもまれたりき。所学の法あらばすみやかにとくへしとて。高座にのぼせ給ひき。その時玄通高座にのぼりておもひめくらすに。すへて心におほゆる事なし。野寺に宿してききし文あり。これを誦せんとおもひいでて「其仏本願力」といふ文を誦したりしかは閻魔法王たまのかふりをかたふけて「これはこれ西方極楽の弥陀如来の功德をとく文なり」といひて礼拝し給ひき。願力不思議なる事この文に見へたり。（『昭和重修法然上人全集』「以下『法然全』」三〇頁）

しかしこの玄通律師の伝は現存の中国撰述の諸往生伝等には記載が無く、法然門流においても近世には義山（一六四七—一七二七）の『和語燈録日講私記』（以下『和語燈日講』）の『三部経大意』の玄通伝の解説でも「本拠未検」とあるように、その原話の出典は不明とされていた。

「漢朝に玄通律師等」とは本拠を検さず。記主は「祖師の『三経略釈』の如し」と譲釈し玉ふ。爾るに『三部経釈』の中に見へ不。定めて此和語の釈を指して『略釈』との給ふならん。又大沢円通寺の良順の『一夏百条論』下「四十二丁」此事を出と雖も出処を

積さ不。又『三国伝記』「十三丁」には此の因縁を挙げて漢朝の望西北丘と云へり。処処の義大概同して少異あり。本拠を得未る故に何れか是なることを知ら不。後賢之を検せ「『要集記』七之十二丁『同指魔抄』廿之九丁『三国伝記』并に『百条論』見合すべし」。但し元祖大師は御在世の時に流布せし唐土・我朝の書籍は披閱し玉はずと云こと無きか故に定めて玄通の古事漢土の書に在りと見へたり。惟しむ可からざる者也。玄通の伝『戒珠伝』に出す。但し流布の三卷の伝は和人の偽作也故に此師の伝を載せ不。本書別に一本希に世に存す。共に三卷也。『戒珠伝』二本有る事『翼賛』十五「七丁」「往生御伝」廿五「四丁」、同五「初丁」。当世ひろく書を披見したるものはたれも覚へずと。又震旦・日本の聖教をとりあつめて此間ひらき見るにと云云。（『和語燈日講』一、「浄土宗全書」以下『浄全』九、六八三頁）

しかし、ここに記されているように、良忠（一一九九—一二九三）の『往生要集義記』には『三部経大意』の玄通の事跡を引いて「其仏本願力」の文に破地獄の功德が有ることを記している。

「其仏本願力」と者唐土の玄通律師閻王の前に於て此の文を誦する時仏の来迎を感ず。具には祖師の『三経略釈』の如し。（『往生要集義記』七、「浄全」一五、三二九頁）

また増上寺の開基聖聡（一三六六—一四四〇）の『当麻曼陀羅疏』には玄通の事跡を次のように記している。

彼の玄通律師の如く一偈之説し功德に依て、忝も閻王の頂礼を得て閻浮に活生す。一偈説法之功德此の如し。況や一部の功德を

乎。(『当麻曼陀羅疏』四八、『浄全』一三、六九六頁)

このように中世の法然門流での破地獄偈としての「其仏本願力」の文への信仰の流布が知られる。

『和語燈日講』の文には少し時代は下るが大沢円通寺良順による永正十一年(一五一四年)の夏安居の講義録「一夏百条論議」⁽³⁾や、室町時代の説話集『三国伝記』にも類話があることが記されている。ただし『一夏百条論議』の記述は非常に短くまた内容も「玄通律師が称名によって死霊を往生させた」という話に改変されている。

問ふ。浄土の法に於て破地獄法門有り乎。…答ふ。『大経』に云く「其仏本願力聞名欲往生皆悉到彼国自致不退転」と云云。此文の意、弥陀の名号を聞き往生を得と覚へ候。去て名号を唱す。之を唱時、靈魂之を聞き極樂に往生す。地獄を破す事疑い無き者也。問ふ。地獄の人、罪苦に於て暇無きに如何に之を聞かん。然と雖も其の証有れば、之を示せ。爰元聽聞し候は諸用致す可く候。答ふ。彼の唐玄通律師の如きは広野の塚間に於て一宿を経て名号を唱る時、靈魂之を聞て極樂に往生すと律師に告る。(『一夏百条論議』「破地獄事」下九五、『浄土宗全書統』一〇、五二二頁)

また『三国伝記』所収の類話は後述する玄通の地獄蘇生譚と内容はほぼ一致するが僧名は望西比丘という「一文不通」であるが「浄土の三部経」⁽⁴⁾のうちの「無量寿経」を持した僧に変わっている。

漢言。昔望西と云僧あり。形は比丘なれとも心は一文不通の人

中世浄土信仰と破地獄文(那須)

也。浄土の三部経の内『無量寿経』を人の読けるを聞て此経は殊勝の事を説たる経と計り信じて持し奉りて一期を過しけり。…(『三国伝記』卷三「第八望西比丘の事」、『大日本仏教全書』「以下『日仏全』一四八、二五三—二五四頁」)

このように「玄通伝」の流伝が一定しない理由としては『和語燈日講』で指摘されるように現行の『戒珠伝』とは別に法然在世当時に『戒珠伝』として流通していた玄通の事跡を記した往生伝の記載があったが、それが比較的早い時期に散逸してしまったせいであると考えられる。

二 「玄通蘇生譚」の原話と中世における「玄通伝」の流伝について

では『和語燈日講』に記されている「玄通伝」を収載した流布本とはどのような文献だったのだろうか。これについては同書を述した義山が編纂した『円光大師行状画図翼賛』(以下『翼賛』)に『戒珠伝』の「書写の草本」と記されている別本の存在が記されている。その部分の記述から義山は『翼賛』編纂の際に「尼善慧の伝」と「大原沙弥の伝」などはこの「書写の草本」を参照していたようであることもうかがわれる。

世に『戒珠伝』と称する者二本あり。一つは「浄土往生伝宋の福唐飛山の沙門戒珠叙す」とあて自序あり。一つは「往生浄土伝桑

門戒珠集』とあて序はなし。共に三巻也。其の書体文書列衆等両伝大に異なり初めの一は摺写の印本世に行はる。次の一は書写の草本希に存す。今此の文中に戒珠伝と標出せらるる者の凡そ四処其の中釈の法敬、大原沙弥は草書の本にあり。印本にこれを不載。然に書写の本文章殆ど俗に文字亦正からず。恐らくは脱文闕語あて此の疑を成しむる歟。：(『翼賛』一五、『浄全』一六、二五五頁)

又「往生浄土伝三巻沙門戒珠集む」とあて書写の一本希に得る者のあり。両本其の事を載たる或は同或は異なり。書体大いに異にして文章稍鄙俗なり。疑ふらくは転伝書写して脱文闕字の致す所ならんかし。：(『翼賛』六〇、『浄全』一六、九五八頁)

ただし義山が参照した「書写の草本」は「脱文闕語」のある不完全なもので『和語燈日講』に「本拠未検」と記すように「玄通伝」の確固たる原話が記されているとは考えていなかかったようだ。

その後「玄通伝」の出典は長らく不明であったが現在では塚本善隆氏等の研究によって戒珠仮託『往生浄土伝』(真福寺本)と『漢家類聚往生伝』(金沢文庫本、中巻のみ存)の二本に記されていることが明らかにされている。⁽⁵⁾戒珠仮託『往生浄土伝』と『漢家類聚往生伝』は、いずれも現在は逸書である遼僧非濁の『随願往生集』(二〇巻)をもとに一二世紀後半までに日本で抄出編纂されたものと推測され、本文の比較研究等の結果から両者はそれぞれ独自に『随願往生集』を参照して編纂されたと考えられている。⁽⁶⁾

戒珠仮託『往生浄土伝』所収「玄通伝」⁽⁷⁾

釈の玄通は『双観経』の一偈を誦し浄土に往生す、第三。釈の玄通は揚州の人なり。出家して恵日寺の道場に住す。律師の清高、専ら十誦及び四分を好む。偏に鏗をとりて全有ることを信ぜず。時に遊方の沙門在り隣室に投宿す。一偈を頌して曰はく「其仏本願力 聞名欲往生 皆悉到彼国 自致不退転」と。通、頌を聞き心に其の文句の麗しきを憂へ再三口遊すれども而意を了ら不。通、後時に戒を破り業を廢て大小俱に忘る。瘡病に遭ひ命終を取る。然れども心胸猶暖し。三日にして方に蘇り身を大地に投じ悔過して自ら責む。具に幽途の事を説きて云はく。我れ初め死せし之時、破戒の故を以ちて琰魔の所に至る。王、通を見て曰く「沙門釈子、一たひ過てり。如何にして解脱中に入り而も生死に還るや。浄戒の良薬を服せとも而吐きて病ひを發す。然りと雖も汝は既に釈子也。我れ宜しく之敬ふ宜し」と。即ち高座に登ら令め復た曰く。師、仏教を憶持すや不やと。爾の時思惟へらく、曾て仏語を見聞すれとも都て覺え不。唯し沙門の一偈のみ有り。心想に憶念す。声を挙げ頌ふ之。王、歡喜して曰く「止止、復た頌ふことを須ひ不れ。此の偈の讚歎は至聖の功德にして序中に聞く者、皆巨益を得むと。師、空中を仰き見よ。即金蓮の座有るを見む」と。通、王に白して言さく「我れ余寿有りや不や」と。王、文札を検へ「猶し余命あり」と。通、曰はく「我れ一頌に依り蓮花の迎へを得たり。須く人間に還り、至聖の言を修行し法宝の恩に報ゆ須し。方に浄土に往生せむ」と。応時に座滅え、王、帰路を示すか故に再ひ還り生るることを得たり。即ち経蔵を尋ね『双観経』中に於、此の一偈を得、至心に誦持し戒品の闕を補ひ三年之後に卒ぬ。臨終之中、尼妙空、遠くに在りて音楽を聞きて即浄土の迎へを得た

り矣と。

『漢家類聚往生伝』（金沢文庫本）所収「玄通伝」⁽⁸⁾

釈の玄通は『双観経』の一偈を誦して往生浄土す。

揚州の人也。恵日の道場に住す。戒珠に光り明して其の他の経論を持つこと無し。遊行の次てに人の家に宿るに其の家主の僧一偈を唱て云く「其仏本願力 聞名欲往生 皆悉到彼国 自致不退転」。是れ即ち『双観経』の一偈也。玄通此を聞て其の文に妙てて二度ひ三度ひ唱ふ。而して後に玄通戒を退破して行業を修行して世を去りぬ。三日を経て生活して五体を地に投て罪を懺悔して、途の事を語て云く。我始めて死し時、戒を破か故に焰魔の所に至て罪を数かんかへらるてに焰王の云く「沙門釈子、適すに解脱の中入て還て其の業りを吐て何か故更に生死に還るや。而形已に僧也。我汝を敬う可し」と云て即ち高座に昇せて又云く「汝仏教を持ち乎や不平や」。その時、昔学し仏教を念ひ廻すに覚ゆる所无。但宿し家主の僧の唱し「其仏本願力」の文を纔念ひ出て即音を上て唱るに、炎魔王の喜て云はく「重て唱ふ可ら不。由は仏の功德を聞は片内の罪の人皆罪を免るるか故也」と。又空を仰て見れば金蓮座来れり。此（ここ）に我炎魔王に申く「命尽りや」。王云く「尽未す」。又申く「我一偈の功德に依て蓮花の迎を得り。人間に還て重て仏教を修行して浄土に往生す可し」と。此の時に蓮花消て失ぬ。而も法王道を示し給ふ故へに今還る事を得り。『双観経』を持ち此の一偈を唱へ破戒の罪を懺悔して年し三年を経て遂に去りぬ。此の時に尼妙空、楽の音空に聞ゆる由を語る故に往生疑無き由を知りぬと云へり。

この二つの文献に記される「玄通伝」を比較すると、文言や表現の違いはあるものの、内容はほぼ同一で、破戒僧とし

中世浄土信仰と破地獄文（那 須）

て亡くなった玄通が死後三日後に蘇生し閻魔王の前で「其仏本願力」の文を唱えた功德により炎魔王から礼拝を受け、その場で仏の来迎を受けたがこの文の功德のことを他の人に教えるために蓮台に乗らず、炎魔王によって娑婆に戻されたという事を語る「地獄蘇生譚」になっている。

ただし両話の間で一つ異なる点は「其仏本願力」の文を聞く事になったきっかけの部分である。戒珠仮託『往生浄土伝』では玄通が持戒僧として慧日寺に住していた時に「遊方の沙門在り隣室に投宿す」とあり、この沙門が「其仏本願力」の文を唱えたのを聞いたとされる。これに対して『漢家類聚往生伝』では慧日寺の僧であった玄通が「遊行の次いでに人の家に宿るに其の家の主の僧一偈を唱えて」とあり遊行中に宿を借りた家の主の僧が「其仏本願力」の文を唱えたのを聞いたとなつている。

この二本を比較すると戒珠仮託『往生浄土伝』のほうが記述が少し詳しいが、それだけではどちらが遼僧非濁の『随願往生集』に記されていた「玄通伝」に近いかは判定しがたい。しかし上記の点について『三部経大意』の文を比較すると、そこには「遠行て野寺に宿したりけるに」とある事から、どちらかという『漢家類聚往生伝』に近いものを参照したようである。

なお「玄通伝」は法然門流に属する愚観住信の『私聚百因

『縁集』にも記されている（『日仏全』一四八、九五頁）。こちらは少し略されている部分があるものの、ほぼ『漢家類聚往生伝』と同文である。このように、法然門流における「玄通伝」の流伝を考えるとときには、戒珠仮託『往生浄土伝』よりも、『漢家類聚往生伝』に近いものであったのではないかと推測される。

三 親鸞とその門流における「玄通伝」の受容について

では親鸞とその門流においては、「玄通伝」と「破地獄文」はどのように受容されていたのだろうか。この点については、高田専修寺所蔵で正嘉二年（一二五八年）の奥書を持ち真仏の書写とされる『三部経大意』の古写本があることから「玄通伝」が知られていた事が分かるが、「其仏本願力」の文に破地獄の功德があるという信仰が、親鸞門流でどのように受容されていたのかについては不明である。

親鸞は「其仏本願力」の文が持つ重要性について門弟に指導していた事が知られており、例えば『尊号真像銘文』には「其仏本願力」の文について次のような解説をしている。

また言わく、「其仏本願力 聞名欲往生 皆悉到彼国 自致不退転」と。「其仏本願力」というは、弥陀の本願力ともうすなり。「聞名欲往生」というは、聞というは、如来のちかいの御なを信ずと

もうすなり。：如来の本願のみなを信ずる人は、自然に不退のくらしいにいたらしむるをむねとすべしとおもえとなり。不退というは、仏にかならずなるべきみとさだまるくらいなり。これすなわち正定聚のくらしいにいたるをむねとすべしと、ときたまえる御のりなり。（『尊号真像銘文』、『浄真全』二、六〇六―六〇七頁）

しかし、ここでは本願他力のはたらきを強調するのみで、破地獄の功德については全く触れていない。恐らく親鸞は『三部経大意』の文を理解する時に、亡者が地獄行きを免れたという点ではなく、あくまで閻魔法王がこの「其仏本願力」の文を「西方極楽の弥陀如来の功德をとく文なり」と認め敬つたという阿弥陀仏の「願力不思議」の功德としての「聞名・信心」の徳を示す文と考えていたのであろう。

前記の戒珠仮託『往生浄土伝』と『漢家類聚往生伝』の二種の往生伝中の「玄通伝」では閻魔王は破戒僧玄通を「沙門釈子」という理由だけで敬つて高座に昇らせたとあり、また玄通は蘇生して破戒の罪を懺悔し（戒品の闕を補い）浄土往生した事とある。これに対して『三部経大意』では「閻魔法王たまのかふりをかたふけて」玄通を敬つた理由は、彼が「西方極楽の弥陀如来の功德をとく文」である「其仏本願力」の文を誦したことであると「願力不思議なる事」を強調する話であり、また蘇生の後に破戒の罪を懺悔して往生したという部分は省かれている。おそらく親鸞は、法然が『三部経大

意』に「玄通伝」を引いたのは、「其仏本願力」の文に「破地獄の功德」があることを示すためではなく、願力不思議による破戒僧救済の例を示すためであると考えたのではないだろうか。

この点については『浄土和讃』中の「現世利益和讃」の一首が大変興味深い。

南無阿弥陀仏をとなふれば

炎魔法王尊敬す

五道の冥官みなともに

よるひるつねにまもるなり（『浄真全』二、三九一頁）

この和讃の「炎魔法王尊敬す」という一句は『三部経大意』の「玄通伝」を踏まえたものと考えられる。しかし親鸞は閻魔王も五道の冥官も皆、念仏を称える者を「よるひるつねにまもるなり」と死後の利益ではなくて現世の利益と捉えているのである。またこの点を踏まえて『尊号真像銘文』における親鸞の「其仏本願力」の文への説示を検討すると、そこに示される「如来の本願のみなを信ずる人は自然に不退のくりにいたらしむるをむねとすべし」や、「正定聚のくりにいたるをむねとすべし」ときたまえる御のりなり」という説示には、当時、法然門流で流布していた「其仏本願力」の文の持つ破地獄の功德への信仰に門弟たちが拘泥し「願力不思議」による救済というこの文の本来の意味を見失わないよ

中世浄土信仰と破地獄文（那 須）

うにという意図が含まれていると考えてもいいのではないだろうか。

まとめ

以上、法然門下に流布していた「玄通伝」の流伝を検証し、また法然門流につらなる親鸞の門流においてもこの「玄通伝」の受容があった事もできた。しかし親鸞においては「玄通伝」に引かれる「往観偈」の「其仏本願力」文は「破地獄文」として受容されていなかったようだ。ただし親鸞は師法然が説いたとされる文に含まれる説相そのものについては否定する事はしなかったせいの結果として親鸞の門流の中でも「其仏本願力」の文に破地獄の功德があるという伝承が積極的に否定される事もなかったようである。

破地獄の功德については真宗の伝統的な教義解釈ではほとんど取り上げられないが、近世では例えば仏光寺派の学頭として名高い大行寺信暁（一七七四—一八五八）の著作で、近世の真宗の儀礼や習俗等を集大成した文献である『山海里』には「破地獄文の事」（初編上二三）として『三部経大意』の「玄通伝」に引かれる「其仏本願力」の文が紹介されている。この書は明治以降も広く真宗僧侶の間で指南書として参照されたようであり、例えば一九三七年に出版され現在も本願寺派ではよく利用される岡村周薩編『真宗大辞典』には「破地獄

四五

文の事」(三、一七九六—一七九七頁)の項を立て、『山海里』と同様の内容で「其仏本願力」を「玄通伝」によって「かかる伝説によりて彼の偈文を称して破地獄の文といふ」とある。このように親鸞門流においては近代以降においても親鸞の案じたように「其仏本願力」の文を「破地獄文」であるという通俗的理解のまま受容・流布していたという状況があったことも記しておきたい。

- 1 塚本善隆「日本に遺存せる遼文学とその影響」『塚本善隆著作集』六(大東出版社、一九七四年)、大谷旭雄「戒珠集」『往生浄土伝』と法然』『法然浄土教とその周縁』坤(山喜房仏書林、二〇〇七年)五四五—五七五頁、山崎誠「往生浄土伝」解題『真福寺善本叢刊』第二期6(臨川書店、二〇〇四年)、および高橋伸幸「私聚百因縁集」所収説話の典故と同話(一覽表)、『国文学 解釈と鑑賞』五八—一二(一九九三年)、四九—五八頁を参照。
- 2 本論の引用文は文献によって文体が異なるので、比較を容易にするため原文に近い形で漢字仮名まじりに書き下し傍線を追加した。
- 3 『浄土宗全書統』一〇、「解説」二二頁、『浄土宗大辞典』「夏百条論議」等を参照。
- 4 浄土の三部経とあるところから、この話は法然門流の影響下で作文されたことがわかる。
- 5 塚本善隆「日本に遺存せる遼文学とその影響」『塚本善隆著作集』六(大東出版社、一九七四年)一八三—一八四頁を参照。

- 6 山崎誠「往生浄土伝」解題『真福寺善本叢刊』第二期6、六一—六二頁、および大谷旭雄「戒珠集」『往生浄土伝』と法然』『法然浄土教とその周縁』坤、五四五—五七五頁を参照。
- 7 本文は『真福寺善本叢刊』第二期6、一一三—一六頁、読み下しは四八六—四八七頁を参照。
- 8 読み下しは『塚本善隆著作集』六、三二九頁所収の原文の翻刻を参照。
- 9 親鸞は『教行証文類』「行文類」の引用では、この文を「その仏の本願力、名を聞きて往生せんと欲へば、みなことごとくかの国に到りて、おのづから不退転に到る」(『浄真全』二、一六頁、『註釈版』一四二頁)と読んでいる。

〈キーワード〉 玄通律師、破地獄文、地獄蘇生譚、『三部経大意』、戒珠仮託、『往生浄土伝』、『漢家類聚往生伝』
(龍谷大学教授・PhD)